

災害等により被害を受けたときの 国税における特例措置について



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

令和6年1月に発生した能登半島地震で被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。今回のような大地震のほか、これまでに台風・豪雨などの大規模な自然災害が発生した際には、様々な方面に多大な影響を及ぼしてきました。

こういった災害等があったとき、各種税金に関しての申告や納税などがその期限までにできなくなってしまう場合や、所有する財産に被害を受けた場合などには、これら各種税金の申告・納付について様々な特例措置が設けられています。(地方税においても、国税と同じような取扱いがあります。)

今回は、災害等により被害を受けたときの国税における取扱いや特例措置について説明します。

1. 申告・納付などの期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日(注1)から2か月以内の範囲で、その期限を延長することができます。

(注1)「その理由のやんだ日」……申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

(1) 地域指定による期限延長

災害による被害が広い地域に及ぶ場合に、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示(官報にて掲載)することで、その告示の期日まで申告・納税などの期限が延長されます。(指定地域内に納税地のある納税者に限られます。)

今回の能登半島地震が「地域指定による期限延長」の適用対象とされており。

また、今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、災害発生が令和6年1月ではありますが、令和5年分の所得税において、その損失の額を後述の「所得税法による雑損控除」または「災害減免法による軽減免除」の適用対象とすることができるようになっております。

(2) 対象者指定による期限延長(国側の事情によるもの)

国税庁が運用するシステムが期限間際に使用不能であるなど特定の税目に係る申告・納付などの行為をすることができない方が多数に上ると認められる場合に、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示(官報にて掲載)することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長されます。

(3) 個別指定による期限延長(納税者側の事情によるもの)

災害その他やむを得ない理由によって、期限までに申告・納付等ができないときは、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長に関する申請書を提出し、その承認を受けることにより延長できます。

※申告・納付等の期限延長の申請は、申告・納付の期限が経過した後でも行うことができます。
また、「減価償却資産の償却方法の届出書」や「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」など、各種届出書・申請書等の提出期限も同様に延長することができます。

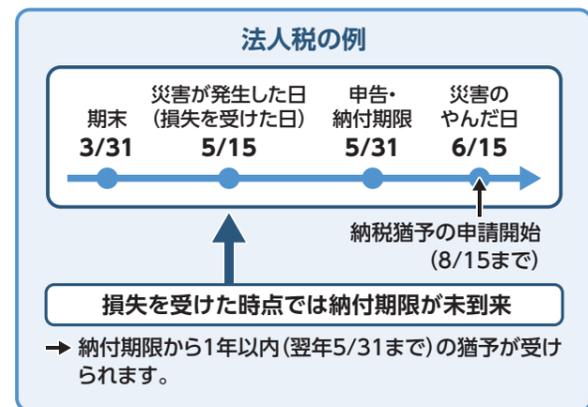
2. 納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたとき(注2)は、所轄税務署長に申請することによって、次のとおり納税の猶予を受けることができます。

(注2)「相当の損失を受けたとき」……災害により、全積極財産(プラスの財産)のおおむね20%以上の損失を受けた場合。

(1) 災害により相当な損失を受けた納税の猶予

① 損失を受けた日に納付期限が到来していない所得税・法人税・消費税など
……猶予期間：納付期限から1年以内



② 所得税等の予定納税、法人税・地方法人税・消費税の中間申告分

……猶予期間：確定申告書の提出期限まで

※①・②共に災害のやんだ日から2か月以内に納税の猶予に関する申請を行う必要があります。

(2) 災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予

既に納期限が到来して一時に納付することができないと認められる所得税や法人税などの国税

……猶予期間：原則としてその納付期限から1年以内

※原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保(不動産や有価証券等)の提供が必要です。

ただし、以下の場合には、担保の提供は不要となります。

- ・ 猶予金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予期間が3か月以内である場合
- ・ 担保にできる財産が無いなどの特別の事情がある場合

3. 災害により被害を受けた場合の所得税の特例

(1) 所得税の全部または一部の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合には、確定申告を行うことで、

①「所得税法による雑損控除」か②「災害減免法による所得税の軽減・免除」のいずれか有利な方を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

① 所得税法による雑損控除

損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失
対象となる資産の範囲等	住宅や家財を含む生活に通常必要な資産(注3)
控除額の計算	次の(a)と(b)のうち、いずれか多い方の金額 (a)損失額(注4) - 所得金額の1/10 (b)損失額のうち災害関連支出(注5)の金額 - 5万円

(注3) 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。また、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

(注4) 「損失額」とは、資産に生じた損害金額から保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額をいいます。

(注5) 「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出した通常必要な費用をいいます。

参考

- ・ その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。
- ・ 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。

参照先 URL

災害等があったとき(国税庁HP) https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_4.htm

災害により被害を受けた場合(国税庁HP) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>

令和6年能登半島地震に関するお知らせ(国税庁HP) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/oto/index.htm>

② 災害減免法による所得税の軽減免除

損失の発生原因	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅または家財の損失額が、その価額の1/2以上である場合	
所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」)の軽減額	所得税額等の軽減額は以下の通りとなります。	
	その年分の所得金額	軽減される金額
	500万円以下	所得税額等を全額免除
	500万円超 750万円以下	所得税額等の1/2を軽減
	750万円超 1,000万円以下	所得税額等の1/4を軽減

参考

- ・ 原則として、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限ります。
- ・ 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。

(2) 住宅借入金等特別控除の特例等

災害により住宅用家屋が被害を受けた場合に、適用できる特例があります。

① 適用期間の特例

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋(以下「従前家屋」といいます。)については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

② 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村の区域内に所在する住宅用家屋について、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る住宅借入金等特別控除と、一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除を重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋について、被災の事実を明らかにする書類(罹災証明書、登記事項証明書等)を確定申告書に添付する必要があります。

次号において、法人税と消費税の取扱い・特例措置について説明します。